

第四十五号議案

江戸川区特別区税条例等の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十三年九月二十七日

提出者

江戸川区長 多

田

正

見

江戸川区特別区税条例等の一部を改正する条例
(江戸川区特別区税条例の一部改正)

第一条 江戸川区特別区税条例(昭和四十年一月江戸川区条例第六号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「三万円」を「十万円」に改める。

第十九条の二を次のように改める。

(寄附金税額控除)

第十九条の二 所得割の納税義務者が、前年中に法第三百十四条の七第一項第一号及び第二号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭(本区の区域内に事務所若しくは事業所を有する法人若しくは団体に対する寄附金又は金銭であつて、区民の福祉の増進に寄与するものとして区長が指定するものに限る。)を支出した場合においては、法第三百十四条の七第一項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同項第一号に掲げる寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の前二条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

一 所得税法第七十八条第二項第二号の規定に基づき財務大臣が指定した寄

附金

二 所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第二百十七條第一号に規定する独立行政法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

三 所得税法施行令第二百十七條第一号の二に規定する地方独立行政法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

四 所得税法施行令第二百十七條第二号に規定する法人に対する寄附金（法第三百十四條の七第一項第二号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

五 所得税法施行令第二百十七條第三号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第百五十五号）附則第十三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第二百十七條第一項第二号及び第三号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

六 所得税法施行令第二百十七條第四号に規定する学校法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

七 所得税法施行令第二百十七條第五号に規定する社会福祉法人に対する寄

附金（法第三百十四条の七第一項第二号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

八 所得税法施行令第二百十七条第六号に規定する更生保護法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

九 所得税法第七十八条第三項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭

十 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）

2 前項の特例控除額は、法第三百十四条の七第二項に定めるところにより計算した金額とする。

第二十条中「及び令」を「及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号。以下「令」という。）」に改める。

第二十五条第一項中「納税義務者のうち」を「納税義務者が」に、「第三条第七項」を「同条第七項」に、「三万円」を「十万円」に改める。

第三十六条の十第一項及び第四十四条第一項中「三万円」を「十万円」に改める。

第五十一条の五の次に次の一条を加える。

（たばこ税に係る不申告に関する過料）

第五十一条の六　たばこ税の申告納税者が正当な事由がなくて第五十一条の第三
第一項又は第二項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期
限までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、十万円以下の過料
を科する。

2　前項の過料の額は、区長が定める。

3　第一項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期
限は、その発した日から十日以内とする。

第五十六条の次に次の一条を加える。

（鉦産税に係る不申告に関する過料）

第五十六条の二　鉦産税の納税義務者が正当な事由がなくて前条の規定による
申告書を同条に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合におい
ては、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

2　前項の過料の額は、区長が定める。

3　第一項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期
限は、その発した日から十日以内とする。

第五十八条第一項中「三万円」を「十万円」に改める。

付則第三条の六を次のように改める。

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第三条の六　第十九条の二の規定の適用を受ける区民税の所得割の納税義務者

が、法第三百十四条の七第二項第二号若しくは第三号に掲げる場合に該当する場合又は第十八条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第八条第一項、付則第九条第一項、付則第十条第一項、付則第十二条第一項、付則第十三条第一項又は付則第十四条の二第一項の規定の適用を受けるときは、第十九条の二第二項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第五条の五第二項に定めるところにより計算した金額とする。

付則第四条第一項中「平成二十四年度」を「平成二十七年」に、「所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第二十五条第一項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が二千頭以内である場合に限る。）」を「法附則第六条第四項に規定する場合」に、「その肉用牛」を「肉用牛」に、「同法」を「租税特別措置法」に改め、「（第十五条第一項に規定する総所得金額に係る区民税の所得割の額から、当該事業所得がないものとして計算した場合における同項の総所得金額に係る区民税の所得割の額を控除した額とする。）」を削り、同条第二項中「所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第二十五条第一項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定

める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうちに免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が二千頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合（その売却した肉用牛がすべて免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）を「法附則第六条第五項に規定する場合」に、「その肉用牛」を「肉用牛」に、「同法」を「租税特別措置法」に、「次に掲げる金額」を「法附則第六条第五項各号に掲げる金額」に改め、同項各号を削る。

付則第八条第三項第二号中「、付則第三条の五の二第一項及び付則第三条の六」を「及び付則第三条の五の二第一項」に、「第十九条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第八条第一項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項前段」を「第十九条の二第一項前段」に改め、「、同条第二項及び付則第三条の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第八条第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

付則第九条第三項第二号中「、付則第三条の五の二第一項及び付則第三条の六」を「及び付則第三条の五の二第一項」に、「第十九条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第九条第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段」を「第十九条の二第一項前段」に改め、「、同条第二項及び付則第三条の六中「所得割の額」とあるのは「所得

割の額並びに付則第九条第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とを削る。

付則第十条第三項第二号中「、付則第三条の五の二第一項及び付則第三条の六」を「及び付則第三条の五の二第一項」に、「第十九条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第十条第一項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段」を「第十九条の二第一項前段」に改め、「、同条第二項及び付則第三条の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第十条第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

付則第十二条第五項第二号中「、付則第三条の五の二第一項及び付則第三条の六」を「及び付則第三条の五の二第一項」に、「第十九条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段」を「第十九条の二第一項前段」に改め、「、同条第二項及び付則第三条の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第十二条第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

付則第十三条第二項第二号中「、付則第三条の五の二第一項及び付則第三条の六」を「及び付則第三条の五の二第一項」に、「第十九条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第十三条第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段」を「第十九条の二第一項前

段」に改め、「同条第二項及び付則第三条の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第十三条第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とを削る。

付則第十四条の二第二項第二号中「付則第三条の五の二第一項及び付則第三条の六」を「及び付則第三条の五の二第一項」に、「第十九条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第十四条の二第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段」を「第十九条の二第一項前段」に改め、「同条第二項及び付則第三条の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第十四条の二第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とを削る。

付則第十四条の四第二項第二号中「付則第三条の五の二第一項及び付則第三条の六」を「及び付則第三条の五の二第一項」に、「第十九条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第十四条の四第一項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段」を「第十九条の二第一項前段」に改め、「同条第二項及び付則第三条の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第十四条の四第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とを削り、同条第五項第二号中「付則第三条の五の二第一項及び付則第三条の六」を「及び付則第三条の五の二第一項」に、「第十九条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第十四条の四第三

項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段「を「第十九条の二第一項前段」に改め、「同条第二項及び付則第三条の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第十四条の四第三項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

（江戸川区特別区税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 江戸川区特別区税条例の一部を改正する条例（平成二十年四月江戸川区条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

付則第二条第六項中「新条例第十九条の二」を「江戸川区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成二十三年十一月江戸川区条例第 号）による改正後の条例第十九条の二」に、「同条第一項第十二号中「第四十一条の十八の三に規定する認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業」を「同条第一項第十号中「特定非営利活動に関する寄附金」に、「第四十一条の十八の三に規定する認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業」を「特定非営利活動に関する寄附金」に改め、「規定する事業」の下に「に関連する寄附金」を加え、同条第十項、第十七項及び第二十二項中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改める。

（江戸川区特別区税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第三条 江戸川区特別区税条例の一部を改正する条例（平成二十二年三月江戸川区条例第十号）の一部を次のように改正する。

付則第一条第四号中「平成二十五年一月一日」を「平成二十七年一月一日」に改める。

付則第二条第六項中「平成二十五年度」を「平成二十七年度」に改める。

付 則

（施行期日）

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中江戸川区特別区税条例第十二条第一項の改正規定、同条例第二十五条第一項の改正規定（「三万円」を「十万円」に改める部分に限る。）、同条例第三十六条の十第一項及び第四十四条第一項の改正規定、同条例第五十一条の五の次に一条を加える改正規定、同条例第五十六条の次に一条を加える改正規定並びに同条例第五十八条第一項の改正規定並びに付則第四条の規定 公布の日から起算して二月を経過した日

二 第一条中江戸川区特別区税条例付則第四条の改正規定及び次条第三項の規定 平成二十五年一月一日

（区民税に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の江戸川区特別区税条例（以下「新条例」という。）第十九条の二の規定は、区民税の所得割の納税義務者が平成二十三年一月一日以後に支出する地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百十四条の七第一項第一号及び第二号に掲げる寄附金並びに新条例第十九条の二第一項に掲げる寄附金又は金銭について適用する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成二十三年十二月三十一日までの間における新条例第十九条の二の規定の適用については、同条第一項第十号中「第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金」とあるのは、「第四十一条の十八の三に規定する認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金」とする。

3 新条例付則第四条の規定は、平成二十五年年度以後の年度分の個人の区民税について適用し、第一条の規定による改正前の江戸川区特別区税条例（以下「旧条例」という。）付則第四条第一項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成二十四年度分までの個人の区民税については、なお従前の例による。

（江戸川区特別区税条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置）
第三条 施行日から平成二十三年十二月三十一日までの間における改正後の江戸川区特別区税条例の一部を改正する条例（平成二十年四月江戸川区条例第二十四号）付則第二条第六項中「江戸川区特別区税条例等の一部を改正する条例

（平成二十三年十一月江戸川区条例第 号）による改正後の条例第十九条の二」とあるのは「新条例第十九条の二」と、「特定非営利活動に関する寄附金」とあるのは「第四十一条の十八の三に規定する認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業」と、「に規定する事業に関連する寄附金」とあるのは「に規定する事業」とする。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この条例（付則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの付則の規定によりなお従前の例によることとされる区税及びこの付則の規定によりなお効力を有することとされる旧条例の規定に係る区税に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（説明）

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十三号）の施行に伴い、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。